

効果的なパブリックコメントの実施に向けた手法の改善について

1 現 状

(1) 定 義（守山市市民参加と協働のまちづくり条例第9条）

(1) パブリックコメント 政策および施策の企画立案がまとまった段階において、その趣旨、内容等を公表し、広く市民の意見または提案を求め、その意見等を考慮して、政策および施策の最終案に反映させる手続きをいう。

(2) 現在の実施方法 別添のフローチャート（市民参画方法マニュアル抜粋）参照 … 別紙3-①

(3) 課 題

市民の関心度が高い、あるいは市民の生活への影響が大きいと思われるテーマに関するものは、一定数の意見提出が見られるものの、全体的に見て、市民からの意見提出は低調の傾向にある。（議会や監査からも意見あり）

R1実績：実施5件（うち2件で提出者0人）提出者のべ3人 提出意見のべ16件 … 別紙3-②

2 課題分析

9月4日に「担い手づくり分科会」を開催し、意見提出が低調な理由について協議

(1) 低調の要因について（分科会の意見）

① 認知度の低さ（パブコメ自体、実施期間等）

一般的にパブコメの認知度が低いため、興味・関心を招きにくいのではないかと。

（分科会での意見）

- ・パブコメ資料は、なかなか市民の目に触れて貰えていないのでは。（読んで貰っていない）
- ・今の資料設置場所（会館等）では、働き盛りの人に向けた周知が十分でない。
- ・資料のページ量多く、まず手に取って貰えない。読むまでが大変で意見が出しづらい。

② 受動的な実施（担当者の意識等）

パブコメを実施することに前向きではない担当課が多いのではないかと。

（分科会での意見）

- ・担当課に議会への報告や市民参画方法としてやらなければならないからやっているという意識があるのではないかと。形式的な実施となり制度として形骸化していないか。
- ・回答等事務が増えてしまうので、意見数が増えてほしくないのでは。
- ・「市民から意見がない」という事実は、それはそれで市民の意見であると思う。パブコメに意見が無いことそのものが決して悪い訳ではないのではないかと。

③ 制度の縛り（条例の定義等）

パブコメは、政策立案過程の最終段階で実施する制度（条例に定義）。ある程度内容が纏まった段階で公表されているものであることから、専門家で無い限りなかなか意見を挟む余地はないのではないかと。

（分科会での意見）

- ・実際は、パブコメ実施までに審議会等で市民からも意見聴取し計画等に反映させている。パブコメは最後の微調整という認識。
- ・パブコメは、計画等の内容が固まった最終段階で市民に意見を聴く制度であり、多くの市民から意見を聴き、積極的に計画等に反映させていくのであれば実施段階が違う。（制度上、そのような手続きになっている。どちらかといえば、消極的（受け身）な手法）

3 課題解決に向けた具体的な対策案

(1) 考え方

パブリックコメントは、行政と市民との協働態勢の構築や市民の政策に対する意見提出の機会として制度化している市民参画方法のひとつであり、その趣旨からも、意見提出件数が全体的に低調傾向にあるという実態を踏まえ、実施案件の周知や意見収集の方法について「分かりやすさ」「目につきやすさ」を意識した工夫や庁内向けの説明、職員の意識改革等に取り組む必要がある。

(2) 具体的な対策案

(分科会での提案)

- ・「概要版」の作製や市民の関わり方を分かり易く纏めるなど、見せ方について工夫しては。
- ・市民の目に留まりやすい「キャッチフレーズ」を付けてみてはどうか。
- ・人が集まるイベント等に職員自らが出向いて行き、市民に直接パブコメについて案内してもよい。時間帯も夜間や休日等対象世代に合わせる。自前イベントの中で抱き合わせで案内しても効果的ではないか。

(他市の先進的な取り組み)

- ・計画の「概要版」を毎回作成、庁内の大きな掲示板に掲示。また、担当課にも内容に合わせて周知方法を提案・指示。できる限り市民から意見がもらえるように、担当課から関連団体向けに別途案内を送付している。【草津市】

① 認知度の低さ（パブコメ自体、実施期間等）

⇒ 周知方法の改善

- ・パブリックコメント閲覧コーナーを目立たせる。実施POP看板を設置（市民協働課）
- ・「概要版」（PRチラシ）または「リーフレット」作成の検討（担当課）
- ・市民向けのパブコメ実施の「キャッチフレーズ」作成の検討（担当課）
- ・予告および実施の広報掲載時期のスケジュール事前確認と掲載の徹底（市民協働課）
- ・当該計画等に関係する団体等への個別案内の提案・実施（担当課）
- ・パワポ説明資料等の転用により概要説明動画製作（録画）オンライン配信（担当課）
- …R2 新庁舎整備計画の際に施設整備室が製作、効果大きかった。
- ・関連イベント等への出張案内、自前イベントとの抱き合わせ案内 など（担当課）

② 受動的な実施（担当者の意識等）

⇒ 職員の制度への理解と意識改革

- ・パブコメを含めた市民参画方法にかかる庁内向け説明会の実施（市民協働課）
- ・担当課との十分な打合せ（実施に向けたスケジュールや手続きフローの説明）（市民協働課）
- ・「市民参画手法マニュアル」内「パブリックコメント」ページのデザイン刷新案（市民協働課）

… 別紙3-③

③ 制度の縛り（条例の定義等）

⇒ 他の市民参画方法との並行実施等による情報提供機会の拡充

- ・意見受付期間中に開催する「市民説明会」では、出席者にパブコメ用記載用紙を配布、意見提出の依頼を図る。（担当課）
- ・市民説明会（最終段階）や市民懇談会（企画当初から中間段階）等との同時実施
- ・同意・賛成など提案する計画案への肯定的な「意見」も求める仕組みとする。
- …現行の仕組みでは「積極的肯定（≒同意・賛成）」も「消極的肯定（≒特に意見は無い。反対ではない）」も意見を提出いただくような案内となっていない。